



ス 協 第 250 号
令和7年4月25日

鳥取県知事 平井 伸治 様

公益財団法人鳥取県スポーツ協会
会 長 林 昭男



令和6年度事業報告書(鳥取県立武道館)について

このことについて、鳥取県立武道館の管理運営に関する協定書第10条の規定に基づき
別紙のとおり提出します。



令和6年度 事業報告書

施設名：鳥取県立武道館

指定管理者 公益財団法人鳥取県スポーツ協会

目次

1	管理運営の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（1）管理運営の組織	
	（2）日常の職員配置	
2	管理業務の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（1）受付・案内業務	
	（2）利用許可業務	
	（3）利用調整業務	
3	委託・工事の発注・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	（1）委託状況	
	（2）工事の発注状況	
	（3）電力の調達状況	
4	自主事業の実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	（1）教室実施状況	
	（2）イベント実施状況	
	（3）自動販売機設置状況	
	（4）広告事業	
	（5）その他	
5	障がい者、高齢者の就労機会の確保及び障がい者スポーツの普及振興・・・・・・・・	14
	（1）障がい者及び高齢者（65歳以上）の雇用状況	
	（2）障がい者及び高齢者就労施設及びシルバー人材センター等からの調達状況	
	（3）障がい者スポーツの普及振興等	
6	緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
7	J-ALERT の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	（1）J-ALERT の点検業務	
	（2）J-ALERT を使用した訓練	
	（3）マニュアルの整備と危機異常時の対応	

8	保守管理の実施	16
	(1) 清掃	
	(2) 駐車場	
	(3) 除雪作業	
	(4) 喫煙スペース	
	(5) 消防	
	(6) 電気設備	
	(7) 警備	
	(8) その他の保守点検	
	(9) 保険	
	(10) 備品の管理	
	(11) リース契約	
	(12) 修繕	
	(13) 関係書類の整備	
9	収支状況	24
10	職員に係る雇用条件および労働状況	25
	別紙1	
11	利用者数および利用料金の収入状況	25
	別紙2	
12	学生料金導入による差額報告	25
	別紙3	
13	処遇改善状況	25
	別紙4	
14	その他	25
	(1) 利用者サービスの向上	
	(2) 鳥取県の施策への協力	
	(3) 感染症対応	
	(4) 社会貢献活動	
	(5) 省エネルギー・省資源・リサイクル等の取組	
	(6) PM2.5・黄砂の注意喚起	

- (7) 差別落書きの対応
- (8) 職員研修
- (9) 植栽管理
- (10) その他

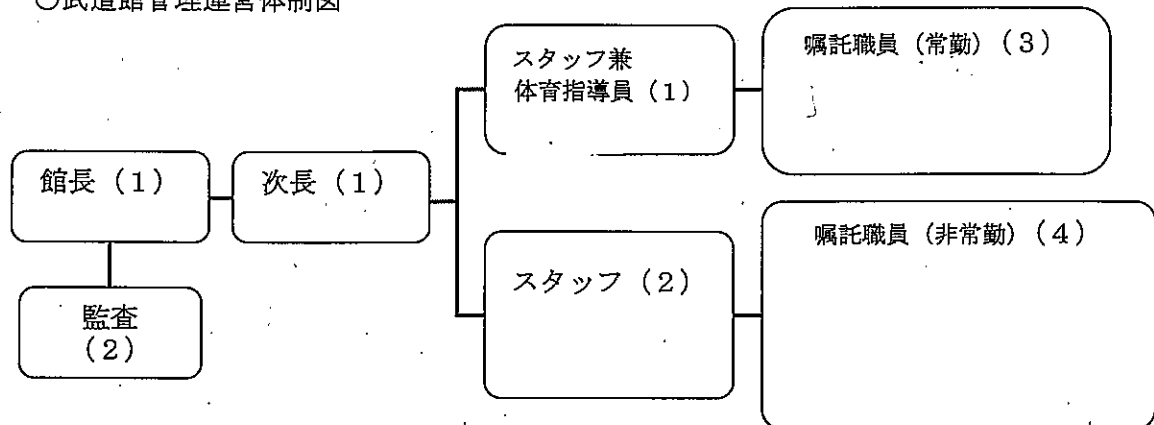
1 管理運営の体制

(1) 管理運営の組織

① 実施体制

- ・施設の統括責任者として館長1名を配置した。
- ・管理運営責任者として次長1名を配置した。
- ・館長・次長の他に救命講習を修了した計6名の常勤職員（嘱託職員（常勤）含）、嘱託職員（非常勤）4名（毎日1～3名）を配置した合計12名で当館の管理運営業務を行った。
- ・監事（2名）による監査を年2回実施した。

○武道館管理運営体制図



② 資格技術者の配置

ア 防火管理者（正職員）

甲種防火管理者1名（次長： ）を配置した。

イ 電気主任技術者（委託可）

委託先： 〃

委託期間：R 6. 4. 1～R 11. 3. 31

(2) 日常の職員配置

① 標準的な職員配置の考え方

- ・施設の管理者として、原則的に館長または次長を管理事務室・受付に配置した（勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じる場合は、連絡できる体制をとった）。
- ・会計事務に精通した職員を管理事務室に常時配置した。
- ・開館時間中はいつでも利用料金の収受ができるよう、受付に常時2名以上配置した。
- ・トレーニング等に関する的確な助言や指導をおこなうとともに、スポーツ事故が発生した時に速やかに対処できるようにするため、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の有資格者を4名配置した。

【有資格者：4名】

資格名（旧資格名）	人数	職員名（競技名）
コーチ1（指導員）	1名	（弓道）
コーチ2（上級指導員）	1名	（銃剣道）
コーチ3（コーチ）	2名	（柔道）、（器械体操）

○施設の管理運営に特化した、公認上級スポーツ施設管理士等の有資格者を2名配置した。

・加えて公認スポーツ施設運営士1名を配置した。

【有資格者：3名】

資格名	人数	職員名
公認上級スポーツ施設管理士	2名	
公認スポーツ施設運営士	1名	

○AED を使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置した（全職員受講済）。

受講講習名	実施日	人数	職員名等
普通救命講習（AED 使用法含む） ※毎月実施（業務報告書に記載）	月1回	12名	全職員

・普通救命講習（AED 取扱い等）を施設内で指導できる職員を配置した。

資格名	人数	職員名等
応急手当指導員	1名	
応急手当普及員	1名	

○AED を職員又は非医療従事者が常時使用できるよう管理した。

・毎日1回のバッテリーチェック等の日常点検を実施した（館内巡回時に実施、AED 点検表に記載）。

○AED を常時使用できるよう年1回定期点検した。

・上記の日常点検実施と同じ。

・AED 本体はR1.12.4に機種交換（耐用期間：7年）のものを設置し使用している。令和8年度機種交換必要となる。

② 日常の職員配置（例）

実施業務	職員配置時間帯	職名
管理責任者、受付	9：00～17：45	館長
施設管理、防火管理、受付	8：00～16：45	次長
教室指導、事務、施設管理、受付	8：30～17：15	スタッフ
教室指導、受付、施設管理	13：30～22：15	スタッフ兼体育指導員
庶務、経理、受付	11：45～20：30	スタッフ
庶務、受付、教室指導	8：30～17：15	嘱託職員（常勤）
受付、教室指導	11：45～20：30	嘱託職員（常勤）

実施業務	職員配置時間帯	職名
受付、教室指導	休	嘱託職員（常勤）
受付、事務補助	8:30～12:30	嘱託職員（非常勤）
受付、環境整備、夜間管理	休	嘱託職員（非常勤）
受付、事務補助	8:30～17:15	嘱託職員（非常勤）
受付、夜間管理	17:15～22:15	嘱託職員（非常勤）

③ 一週間の勤務ローテーション（例）

職 名	月	火	水	木	金	土	日
館長	G	G	休	休	G	G	G
次長	A8	休	E	A8	E	休	A
スタッフ	A	A8	休	D	A	C	休
スタッフ兼体育指導員	C	C	休	C	A8	A	休
スタッフ	B	休	A	C	休	A⑦	A
嘱託（常勤）	A	休	C	休	C	C	A
嘱託（常勤）	B	休	A8	B	C	A	休
嘱託（常勤）	休	C	C	D	休	A	A⑦
嘱託（非常勤）	休	休	㊸	㊹	休	休	㊸
嘱託（非常勤）	㊺	㊺	㊻	㊼	㊽	休	休
嘱託（非常勤）	休	㊸	休	休	㊸	休	㊸
嘱託（非常勤）	㊸	休	休	㊸	休	休	休

（勤務時間）
A 8:30～17:15／B 11:45～20:30／C 13:30～22:15／D 9:30～18:15／E 12:30～21:15
F 10:30～19:15／G 9:00～17:45
㊸ 8:30～12:30／㊹ 8:00～12:00／㊻ 17:15～22:15／㊼ 8:30～13:30／㊽ 8:30～16:15
A㊺ 6:30～15:15／A7 7:00～15:45／A⑦7:30～16:15／A8 8:00～16:45

2 管理業務の実施状況

(1) 受付・案内業務

- ・「施設利用申込要領」により適正に実施した。
- ・利用者への応接、電話での問い合わせ等への対応について、迅速かつ適切に行った。
- ・施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、その内容を県へ随時報告した。
- ・県立施設予約システムによる利用者登録及び事前受付を適切に実施した。
- ・施設予約窓口・電話以外にネット予約でも受付対応した。
- ・県が各種大会等で施設を利用する場合にあつては、随時受け付けた。

- ・年間利用調整会後、大規模利用時（武道大会、イベント等）については、施設長が認めたものに限り随時受け付けた。
- ・年間利用調整会後の専用利用の受付は、会議室及び研修室は利用月 3 ヶ月前の 1 日から、その他の利用（稽古会、練習会等）は利用月 1 ヶ月前の 1 日から受け付けた。
- ・一般利用の受付は、当日利用申し込みを受け付けた。
- ・参加者利便性向上を目的として、教室やイベント等の受付方法に、WEB フォームを利用した申し込み受付を行った。

（2）利用許可業務

- ・「施設利用申込要領」により適正に実施した。
- ・鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（以下「体育施設条例」という）第 7 条に基づき、利用の許可を行った。
- ・利用許可業務件数：令和 6 年度 2, 4 0 6 件を実施（令和 5 年度 2, 7 9 1 件）した。
※利用許可件数の減少は、「とっとり施設予約サービス」活用による複数予約の一括許可と、利用者の利用申請書提出負担が軽減とねんりんピックなどの大規模行事の借用により、小規模予約が減少したためと考えられる。
- ・「とっとり施設予約サービス」活用による許可業務を行った。
- ・「とっとり施設予約サービス」利用者には、WEB システム上でも許可書を確認可能としている。

（3）利用調整業務

- ・「施設利用申込要領」により適正に実施した。
- ・翌年度の大会及びイベント等による利用については、毎年 2 月までに利用を希望する団体等を対象に利用の調整会を行うようになっているが、利用希望団体との日程調整により、日程が決定したため実施なし。
- ・県・国が主催する行事、参加者等の対象が中国地区規模以上になる大会又はこれに準ずるイベント等については、利用調整会議前であっても優先的に受け付けた。
- ・中国地区規模以上の大会及びイベント等の希望が重なった場合には、前年度 8 月に大規模利用調整会議を開催して利用の調整を行おうになっているが、利用希望が重ならなかったため開催なし。

【年間利用調整会議後の受付】

利用区分	受付方法
大規模利用時（武道大会、イベント等）	随時受付
研修会・会議	利用月 3 ヶ月前から受付
その他の利用（稽古会・練習会等）	利用月 1 ヶ月前から受付

3 委託・工事の発注

(1) 委託状況

業務名	業者名	契約期間	契約額 (円)	県内・ 県外の別	県外発注 した理由
清掃		R6.4.1 から R11.3.31	25,850,000 円	県内	
消防設備 保守点検		R6.4.1 から R11.3.31	6,050,000 円	県内	
自家用電 気工作物 保安		R6.4.1 から R11.3.31	2,092,200 円	県内	
警備		R6.4.1 から R11.3.31	660,000 円	県内	
エレベーター保守 点検		R6.4.1 から R11.3.31	640,200 円	県外	メーカーの 特約店契約 があるため
空調機械 設備等保 守点検		R6.4.1 から R11.3.31	42,350,000 円	県内	
不燃物・ 可燃物回 収		R6.4.1 から R11.3.31	620,400 円	県内	
自動扉保 守点検		R6.4.1 から R11.3.31	1,127,500 円	県外	米子の管轄 エリアが松 江であるた め
調光設備 スポット 点検業務		R6.7.29 から R6.9.30	268,400 円	県外	県内に業者 がないため
吊物設備 保守点検 業務		R6.7.29 から R6.9.30	451,000 円	県外	県内に業者 がないため

(2) 工事の発注状況

業務名	発注方法	発注先(県内・県外)	県外発注する理由
なし			

(3) 電力の調達方法

調達業者名	契約期間	契約料金	選定方法
	R 6. 4. 1 から R 1 1. 3. 3 1 (R 7. 4. 1 から 契約金額変更有)	R 6. 4. 1 以降使用分 ①基本料金 金 1,474 円 00 銭 (1 キロ ワット、1 月につき) ②電力量料金 (1 キロワット時につき) ・夏 季 金 31 円 35 銭 ・その他季 金 29 円 85 銭 上記単価は消費税等相当額を含む	一般競争 入札

4 自主事業の実施内容

(1) 教室実施状況

●鳥取県スポーツ推進計画

- ・「鳥取県スポーツ推進計画 (2024～2028)」の推進を目指し、様々な武道・スポーツの教室プログラムの提供を行った。

●武道・スポーツ教室の指導

- ・当館職員には武道 (スポーツ) 指導の有資格者がおり、初心者から上級者まで能力に応じたプログラムにより、専門的な指導を行った。
- ・職員のスポーツ指導に必要な資格取得を推進し、教室プログラムの充実を図った。
- ・教室の運営には安全が欠かせない。より高い技術指導をおこなうため、各武道連盟から委嘱された外部講師とは別に、開催教室の競技者等にボランティアスタッフとして登録し、教室の補助講師として活動してもらった。
- ・教室では武道の普及振興が大事な要素であり、各武道連盟の協力により、教室の目的達成にふさわしい優秀な指導者を派遣してもらった。

●武道・スポーツ教室のプログラム

武道に特化した教室はもとより、利用者のニーズに合わせた多様なプログラムを設定し、教室を開催した。

① 武 道系の教室 (ワークショップ)

実施内容:生涯スポーツとしての特性を活かした、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対応した武道教室を実施した。子どもと大人が一緒に活動でき、親子で参加可能な教室プログラムも用意した。

教室名 (種目)	対象	延べ参 加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
柔道 年長・ 小学生 1 (水曜日)	年長 小学生	1 6 1	4	4 0	R 6.4 から R 7.3	施設職員	年長・小学生 2,000
柔道 年長・ 小学生 2 (金曜日)	年長 小学生	1 9 7	4	4 0	〃	施設職員	年長・小学生 2,000
柔道 中学生以上 1 (水曜日)	中学生 高校生 学生 一般	1 6 4	4	4 0	〃	施設職員	中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
柔道 中学生以上 2 (金曜日)	中学生 高校生 学生 一般	1 4 5	4	4 0	〃	施設職員	中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
剣道 初心者 1 (水曜日)	年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般	1 0 5	4	4 0	〃	施設職員	幼児 2,000 小学生 2,000 中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
剣道 初心者 2 (金曜日)	年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般	1 0 9	4	4 0	〃	施設職員	幼児 2,000 小学生 2,000 中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
剣道 経験者 1 (水曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	3 3 6	4	4 0	〃	施設職員	小学生 2,000 中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
剣道 経験者 2 (金曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	4 7 4	4	4 0	R 6.4 から R 7.3	施設職員	小学生 2,000 中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
剣道 経験者 3 (水曜日)	一般	1 9 1		4 0	〃	施設職員	一般 3,500
弓道 未経験者 1 (火曜日)	中学生 高校生 学生 一般	1 0 1	4	4 0	〃	施設職員	中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
弓道 未経験者 2 (木曜日)	一般	3 8	4	4 0	〃	施設職員	一般 3,500
弓道 経験者 1 (火曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	6 0 5	4	4 0	〃	施設職員	小学生 2,000 中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
弓道 経験者 2 (木曜日)	一般	2 9 0	4	4 0	〃	施設職員	一般 3,500
弓道 未経験者 3 (木曜日)	中学生 高校生 学生 一般	1 1 8	4	4 0	〃	施設職員	中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
弓道 経験者 3 (木曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	5 6 5	4	4 0	〃	施設職員	小学生 2,000 中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
空手道 初心者 (月曜日)	年長 小学生	5 1 2	4	4 0	〃	外部講師	幼児 2,000 小学生 2,000 中学生 2,000
空手道 中級者 (月曜日)	小学生 中学生	2 2 3	4	4 0	〃	外部講師	小学生・中学生 2,000
なぎなた 1 (火曜日)	年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般	6 9	4	4 0	〃	外部講師	中学生以下 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
なぎなた 2 (金曜日)	年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般	1 6 8	4	4 0	R 6.4 から R 7.3	外部講師	中学生以下 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
銃剣道 1 (月曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	1 0 8	4	4 0	〃	施設職員	小学生・中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
銃剣道 2 (木曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	1 4 6	4	4 0	〃	施設職員	小学生・中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
相撲 1 (月曜日)	小学生 中学生	208	4	40	〃	施設職員	小学生・中学生 2,000
相撲 2 (土曜日)	小学生 中学生	243	4	40	〃	施設職員	小学生・中学生 2,000
カンフー体操 1 初心者 (土曜日)	年中 年長 小学生 中学生	306	4	40	〃	外部講師	中学生以下 2,000
カンフー体操 2 経験者 (土曜日)	年中 年長 小学生 中学生	369	4	40	〃	外部講師	中学生以下 2,000

② 運動・健康づくりの教室（ワークショップ）

実施内容：親子でのスポーツ機会の充実、子どもの運動習慣定着、高齢者の健康増進を図るための教室プログラムを行った。

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
ストレッチ・ トレーニング 一般 1 (火曜日)	一般	438	4	40	R 6. 4 から R 7. 3	施設職員	一般 4,500
ストレッチ・ トレーニング 一般 2 (木曜日)	一般	504	4	40	〃	施設職員	一般 4,500
のびのび運動 (木曜日)	年中 年長 小学 1, 2 年	512	4	40	〃	施設職員	年中・年長 2,500 小学生 2,500

③ 道具の取り扱い方や補修方法を学ぶ教室（クリニック）

実施内容：各種武道・スポーツを専門とする職員が在籍していることを活かし、競技をおこなうための技術を指導する教室とは別に、道具の取り扱い方や補修の方法等を学ぶことに特化した教室（クリニック）を実施した。

教室名 (種目)	対象	参加人数 (人)	回数	実施日	指導者	参加料 (円)
弓道 クリニック	中学生 高校生 学生 一般	9	1	R 7. 3. 23	施設職員	1人 500

④ 短期開催型の武道（スポーツ）教室

実施内容：各種武道・スポーツを専門とする職員が在籍していることを活かし、外部

講師と協力して、短期集中型の武道・スポーツの合宿を実施した。

教室名 (種目)	対象	延べ 参加人数 (人)	回数	実施日	指導者	参加料 (円)
小学生 スポーツ 体操・体育合宿	小学生	93	1	R 6. 7. 26 ～ R 6. 7. 28	施設職員 外部講師	1人 6,000

(2) イベント実施状況

● 主催事業

① 武道・ユニバーサルスポーツ合同体験会

(フリーマーケットは対応人員確保ができず中止)

実施内容：武道11種目(柔道・剣道・弓道・空手道・なぎなた・少林寺拳法・相撲・銃剣道・合気道・居合道・武術太極拳)とユニバーサルスポーツ2種目(eスポーツ・ディスゲッター)で体験ブースをつくり、いろいろな武道・スポーツ同時に体験してもらった。

実施時期：R 7. 3. 29

収 入：体験会は無料、フリーマーケットは中止のため無し

参加人数：合計200人(ボランティアスタッフ及び参加者)

② 令和7年鳥取県立武道館鏡開き式

実施内容：記念式典及び参加競技団体の代表3団体(鳥取県少林寺拳法連盟、龍華中国武術会、鳥取県剣道連盟)による演武、終了後に各競技に分かれての初稽古会を実施した。

実施時期：R 7. 1. 12

収 入：無料

参加人数：合計200人

③ 空手道教室昇級審査

実施内容：外部から審査委員を招いて、昇級審査を1期につき1回、合計年間4回計画し、4回実施した。

実施時期：第1回 R 6. 6. 17 16人受審

第2回 R 6. 9. 9 12人受審

第3回 R 6. 12. 16 7人受審

第4回 R 7. 3. 17 8人受審

参加人数：合計43人

収 入：受審者1人につき500円×81人=21,500円

④ ローソンカップ小学生柔道大会

実施内容：小学1年生から4年生までは学年別の男女混合、小学校5年生・6年生

男子は学年別男子の部、小学校5・6年生は合同で女子の部として、7部門の個人戦を行った。

実施時期：R 6. 9. 8

収 入：1人500円×97名=51,000円

参加人数：選手102人

⑤ ローソンカップ小学生剣道大会

実施内容：出場チームを低学年、高学年の各部門に分け基本判定を含めた団体の予選リーグおよび決勝トーナメントの大会を実施した。

実施時期：R 7. 1. 19

収 入：低学年の部1チーム（6名（補員含））3,000円×15チーム=45,000円

高学年の部1チーム（6名（補員含））3,000円×20チーム=60,000円

※1チーム6名×1人500円として算出 合計105,000円

参加人数：選手210名

● 公益財団法人日本武道館共催事業

鳥取県公立武道館協議会（鳥取県立武道館他13施設加盟）と公益財団法人日本武道館との共催により、中央から全国トップレベルの指導者を派遣いただき、武道・普及振興のための「地方青少年武道錬成大会」（3種目）、「地域社会武道指導者研修会」（3種目）を実施した。

⑥ 令和6年度鳥取県（鳥取市）地方青少年相撲錬成大会

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による県内中高生への実践指導基本練習、四股、すり足などの実技稽古等を行った。

実施時期：R 6. 6. 22～23（会場：鳥取城北高校相撲場）

収 入：参加料無料

参加人数：56人

⑦ 令和6年度鳥取県（米子市）地方青少年銃剣道錬成大会

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による中国地区から参加した小学生、中学生、高校生への礼法、基本技、応用技などの反復錬成と試合稽古や講義を行った。

実施時期：R 6. 7. 20～21（会場：鳥取県立武道館）

収 入：参加料無料

参加人数：29人

⑧ 令和6年度鳥取県（米子市）地方青少年柔道錬成大会

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による小学生、中学生、高校生への礼法及び実技指導を行った。

実施時期：R 6. 9. 28～29（会場：鳥取県立武道館）

収 入：参加料無料

参加人数：161人

⑨ 令和6年度鳥取県（米子市）地域社会弓道指導者研修会

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による射技及び体配指導、射技研修、持的射礼、一つの射礼等の射礼研修等による指導法や指導力向上の実践稽古を行った。

実施時期：R6.11.23～24（会場：鳥取県立武道館）

収 入：参加料無料

参加人数：24人

⑩ 令和6年度鳥取県（米子市）地域社会剣道指導者研修会

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による所作、礼法、着装及び動作の指導と審判法の理解。初心者に対しての指導法、基本動作、応用技の実践を行った。

実施時期：R6.12.7～8（会場：鳥取県立武道館）

収 入：参加料無料

参加人数：75人

⑪ 令和6年度鳥取県（米子市）地域社会銃剣道指導者研修会

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による礼法、基本技・応じ技・応用技、形の指導。初心者に対しての基本技、安全な指導法等の習得を実践した。

実施時期：R6.12.7～8（会場：鳥取県立武道館）

収 入：参加料無料

参加人数：36人

(3) 自動販売機設置状況

実施内容：利用者の利便性を図る目的で自動販売機を設置し、販売手数料を徴収した。

設置台数：14台

設置者選定方法：コンペティション方式により、鳥取県立武道館の自動販売機設置事業者を選定した。

設置者	設置台数及び販売物品	設置期間
	清涼飲料水1台	R6.4.1から R11.3.31
	清涼飲料水6台 アイスクリーム1台	〃
	清涼飲料水4台	〃
	清涼飲料水2台	〃

① ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは、販売していない。

② 青少年に有害な書籍、玩具等は、販売していない。

③ ゲーム機類は、設置していない。

(4) 広告事業

実施内容：武道館ホームページに募集案内を掲載し、ホームページ掲載申込書により申し込むこととした。内容は、鳥取県広告事業実施要綱及び鳥取県立武道館ホームページバナー広告取扱要領による。

収入：12,000円×5件＝60,000円

単位	金額（円）
1バナーにつきバナー広告用画像（リンク）を当館ホームページに掲載。 広告期間：R6.4.1～R7.3.31	12,000

事業者名	内容	広告期間	料金（円）
	・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ（一般常務旅客自動車運送業・タクシー）	R6.4.1 から R7.3.31	12,000
	・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ（旅館業）	〃	12,000
	・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ	〃	12,000
	・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ（弓道具製造・販売）	〃	12,000

事業者名	内容	広告期間	料金（円）
	・ バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・ リンク先企業ホームページ（旅館業）	〃	12,000

(5) その他

事業名：コピー・ファクシミリ利用提供

事業内容：コピー・ファクシミリの利用提供をおこなう。利用料金はコンビニ等の料金を参考に算出した。

単位		金額（円）
コピー片面印刷（白黒）	A4・B4サイズ1枚につき	10
	A3サイズ1枚につき	20
コピー両面印刷（白黒）	A4・B4サイズ1枚につき	20
	A3サイズ1枚につき	40
ファクシミリ	（送信）1枚につき	30
	（受信）1枚につき	10

5 障がい者、高齢者の就労機会の確保及び障がい者スポーツの普及振興

(1) 障がい者及び高齢者（65歳以上）の雇用状況

①障がい者雇用状況

雇用数：0人

②高齢者雇用状況

雇用数：2人

主な業務内容：館内の巡回巡視、窓口受付業務、植栽管理業務等。

・障がい者団体等からの就労支援等も積極的に受け入れることとしていたが、令和6年度は受け入れ要請なし。

(2) 障がい者及び高齢者就労施設及びシルバー人材センター等からの調達状況

・障害者優先調達推進法の趣旨に則り、障がい者就労施設から年間2万9千円以上の物品調達を行った。

調達時期	調達物品	調達先の名称	調達数量	調達金額（円）
R6.7.26	回数券（一般） （チケット）		10冊	10,120
R6.9.27	回数券（一般）		50冊	19,800

	(チケット)			
--	--------	--	--	--

- ・調達件数合計：2件
- ・調達金額合計：29,920円

(3) 障がい者スポーツの普及振興等

① 障がい者スポーツに係る施設管理・運営

- ・職員全員が施設の設置目的や関連規定について理解し、施設運営を行った。
- ・ユニバーサルデザイン化の推進により、障がい者に優しい施設づくりをすすめた。
- ・「鳥取県手話言語条例」、「あいサポート運動」、「鳥取県障がい者プラン」等を積極的に推進した。
- ・当館ホームページを障がい者も含むすべての人を対象としたウェブアクセシビリティの適正な確保に注力し、「誰にでも使えるサービス」を常に目指した。

② 障がい者スポーツの理解

- ・「武道・ユニバーサルスポーツ合同体験会」の開催により、ユニバーサルスポーツ体験を実施し、職員がディスゲッター体験ブース担当として対応した。

③ 障がい者スポーツ振興策

- ・ユニバーサルスポーツセンターノバリアに「武道・ユニバーサルスポーツ合同体験会」への指導員派遣を要請したが、規約改正により派遣不可の回答があったため、実施できなかった。

④ 障がい者スポーツ団体との連携

- ・鳥取県内の障がい者スポーツ競技団体等とパラスポーツ体験会やニュースポーツの大会等の誘致を行い、「米子ロータリークラブボッチャ大会（西日本大会）」、「スポーツチャンバラ中国・四国地区障がい者大会」が実施された。

6 緊急時の対応

- ・危機管理マニュアルの更新を行った。
- ・作成したマニュアルを電子化（PDF）し、職員がタブレット、スマートフォン等で確認可能とした。
- ・緊急連絡網を整備し、非常時の連絡体制について、上位者への連絡が困難な場合の対応なども含めて点検を行い、適切な体制を整備した。
- ・消防避難訓練（年2回）、普通救命講習（毎月）、通報訓練、J-ALERTの整備点検、シェイクアウト訓練等を実施した。
- ・令和6年度事故報告なし。所管課からの公表はなし。
- ・入館口2箇所と駐車場2箇所、計4箇所に防犯カメラを自己財源で設置し、不審者等の侵入及び徘徊、事故等を常時録画し、犯罪の抑止効果を含め、必要な時に確認ができるようにしている（R6警察への情報提供2件）。

7 J-ALERT の取扱い

(1) J-ALERT の点検業務

- ・毎月1回（第4水曜日14時）の導通点検を実施した（月の業務報告書に記載）。
- ・試験前の事前確認（J-ALERT の自動館内放送及びメール通知確認）を実施した。
- ・日常での J-ALERT のメール通知確認、週1回の日常点検（受信機画面の確認等）を実施した。
- ・J-ALERT 操作用パソコンの画面確認を実施した。

(2) J-ALERT を使用した訓練

- ・年4回実施される全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験（自動的に館内放送・メール送信等の試験）へ参加実施した。
- ・避難訓練時に J-ALERT を活用したシェイクアウト訓練を実施した。
- ・年2回実施される緊急地震速報訓練に参加し、シェイクアウト訓練や避難誘導経路などの確認を行った。

(3) マニュアルの整備と危機異常時の対応

- ・危機管理マニュアルに J-ALERT 発報時の対応を記載した。
- ・機器の異常発生時に、鳥取県危機管理局危機対策・情報課に異常の報告と復旧対応を依頼した。
- ・令和6年度は受信機の故障により修理依頼を実施し、修理期間中は代替機で運用を行った（令和7年3月修理完了し交換済）。

8 保守管理の実施

(1) 清掃 【委託先：

① 方針及び考え方

清掃業務は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

② 具体的な対応

- ・当館職員も必要に応じ委託業者と一緒に清掃作業をサポートした。小道場（1）の畳を作業員と職員が連携して毎日早朝に消毒作業を実施した。
- ・鳥取県立武道館清掃作業仕様書に基づき実施し、毎月の業務報告書により実施状況を報告した。
- ・道場等の床板の清掃については、平成29年5月29日付29施企第2号文部科学省通知「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」に従って毎日実施した。

(2) 駐車場

① 方針及び考え方

できる限り施設内外の清掃は職員でおこなうが、ボランティアやお客さまとも協力しながらごみ拾い等の清掃を行い、美観の維持に努めた。

② 具体的な対応

- ・ごみひろい、落ち葉ひろい清掃等を職員及び委託業者等と一緒に毎日実施した。
- ・積雪時に駐車場を確保するための除雪作業等を実施した。
- ・駐車場に生じたクラック、陥没などの補修作業を必要に応じて実施した。
- ・駐車場事故・事件等の確認に利用できるよう、屋外に防犯カメラを2台設置している。

令和6年度の警察への情報提供2件あり。

(3) 除雪作業

① 方針及び考え方

冬場の積雪がある場合は、利用者の歩行・駐車に支障がでないよう除雪作業を行った。

② 具体的な対応

- ・積雪がある場合は、歩行等に支障がでないよう駐車場通路等を職員で速やかに除雪作業した。(令和6年度9回実施)
- ・多くの積雪があった際の駐車場の除雪は、隣接する米子ゴルフ場と連携を取り、スムーズな除雪を行い、駐車スペースを確保することとした。(令和6年度依頼なし)

(4) 喫煙スペース

① 方針及び考え方

当館は、鳥取県の禁煙施設認定制度により禁煙施設として認定されていることから、望まない受動喫煙が生じないように、敷地内を全面禁煙とした。

② 具体的な対応

- ・敷地内全面禁煙としており、敷地内での喫煙を発見した場合は、口頭で注意と説明を行い、理解を求めている。
- ・ねんりんピック鳥取大会実施時に県及び米子市からの要請により、臨時的に屋外に喫煙所が設置された。

(5) 消防 【委託先：

① 方針及び考え方

消防設備・機械設備等保守は、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

② 具体的な対応

建築基準法、水道法、消防法その他関係法令及び基準に基づき、消防用防災設備仕様書にそった点検を実施した。

- ・毎月の業務報告書により実施状況を報告した。
- ・年2回保守点検作業を実施した(7月・1月実施)。

- ・年2回消防避難訓練を実施し緊急資材を確認した（8月・2月実施）。

(6) 電気設備 【委託先】

① 方針及び考え方

電気工作物保安業務は、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

② 具体的な対応

電気事業法に基づく保安規定及び自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書にそった点検を実施し、毎月の業務報告書により実施状況を報告した。

○月次点検（2か月に1回）

絶縁監視装置による遠隔監視とする。絶縁監視装置による警報履歴リストを月次点検時に提出を受けた。

○年次点検（年1回）

3年に1回の停電点検、2回の無停電点検を行った。

○臨時点検

必要に応じて実施した（詳細は毎月の業務報告書に記載した）。

(7) 警備 【警備委託先】

① 方針及び考え方

警備業務は、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

② 具体的な対応

- ・毎月の業務報告書により実施状況を報告した。
- ・職員による巡回・巡視を毎日5回以上実施した。加えて各利用団体の施設利用終了時に消毒作業を実施することで目視の回数を増やし、より安心安全な施設を提供できるようにした。
- ・火災報知機等の警報装置が作動した場合は、すぐに火元の確認を行い、初期消火、避難誘導、消防への通報等迅速な対応ができるよう日ごろから訓練を行った。
- ・お客さまや地域住民とのコミュニケーションを図り、「聞く」・「見る」・「話す」という基本的な行動を誠実に実行し、防犯・防災における予兆、情報を見逃さないように努めた。

③ 火災に対する適切な対応

○火災を発見した時の通報及び消火活動その他の処置

- ・消防避難訓練（8月・2月実施）、救命講習実施時に避難場所、マニュアル等の確認を行った。
- ・消防避難訓練時に水消火器による放水訓練、通報訓練を行った。

○消防署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡

- ・年2回の消防避難訓練等の実施により、火災発見時の通報、初期消火、避難誘導が迅速に行えるよう訓練した。
- ・巡回・巡視を毎日5回以上実施することにより、危険箇所の確認等をおこなった。加えて施設利用終了時に消毒作業を実施することで目視の回数を増やした。

④ 防犯に対する適切な対応

ア 警備委託

- ・警備委託に関しては、鳥取県立武道館警備業務委託仕様書による対応を実施した。

イ 侵入者等の潜伏・徘徊を発見した時の処置

- ・巡回・巡視を毎日5回以上実施（大会、イベント等の開催時にはさらに巡回回数を増やす等）した。
- ・巡回・巡視実施時にあいさつや声掛け等を行った。

ウ 警察署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡

- ・緊急連絡網の点検・整備を実施した。また、上位者へ連絡が取れなかった場合についてもマニュアルを作成し対応できるようにした。

(8) その他の保守点検 【委託先:

① エレベーター

ア 方針及び考え方

エレベーター保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

イ 具体的な対応

- ・安全最良の運転状態を維持するため、エレベーター保守点検作業仕様書による保守点検業務を行い、毎月の業務報告書により実施状況を報告した。
- ・職員や清掃委託業者が巡回・清掃時にエレベーターを確認し、異常等があればすぐに委託業者に連絡を取り対応した。
- ・異常が認められた場合等は、すぐに貼り紙、エレベーターの停止等の措置を行い、使用を中止した。

○遠隔監視

- ・モニタリング装置により、情報センターでの24時間継続で遠隔監視等を実施した。

○定期点検

- ・3ヶ月に1回技術員派遣による運航データの分析、機械装置の点検、清掃、給油、調整を実施した。

○職員による日常点検の実施

- ・エレベーターに搭乗して、異音等がないかチェック。子どもなどが遊びで搭乗し

ないよう注意喚起を実施した。

② 機械設備等 【委託先：

ア 方針及び考え方

機械設備等保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

イ 具体的な対応

建築基準法、水道法、消防法その他関係法令及び基準に基づく保守を鳥取県立武道館機械設備等保守点検業務仕様書概要による保守点検業務を行った（毎月の業務報告書により実施状況を報告した）。

○機械設備の年間保守点検実施内容

機械設備等 保守点検項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
吸収式冷温水発生 器保守点検		●		●			●				●	
冷却塔保守点検（薬 剤投与共）		●		●	●	●	●					
空調調和機保守点 検		●					●			●		
空調・衛生ポンプ保 守点検			●						●			
ガス式ヒートポンパ ッケージ保守点検		●										
送風機保守点検					●							
ファンコイルユニ ット・ロスナイ保守 点検		●					●	●				
除塩フィルターユ ニット保守点検		●					●	●				
空気吸込み用フィ ルター等の清掃保 守点検		●					●	●				
中央監視盤・自動制 御機器保守点検				●								
給湯ボイラー・貯湯 槽保守点検						●						
給湯用受水槽・副受 水槽（水質検査共）			●									
雑用水槽保守点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

機械設備等 保守点検項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
(薬注装置共) (水 質検査共)												
冷却塔等の防錆点 検	●											
吸収式冷温水発生 機コイル洗浄		●										
冷温水管の防錆保 守点検 (防錆剤投与・水質 検査共)		●		●	●			●	●		●	
噴水・池循環ポンプ 保守点検					●	●						

- ・その他、急な機械トラブルが発生した場合には、委託先担当者に速やかに連絡し、復旧を行った。
- ・速やかに復旧できない場合は、代替設備を提供するなどして臨機応変に対応した。

③ 自動扉 【委託先】

ア 方針及び考え方

自動扉保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

イ 具体的な対応

- ・委託業者により、年4回（6月・9月・12月・3月）点検を実施（毎月の業務報告書により実施状況を報告）した。
- ・職員が清掃（清掃委託業者含む）、目視による異常及び異音の確認等を実施し、異常があれば委託業者と連絡を取り、速やかに修理・復旧を行った。

④ ゴミ収集 【委託先】

ア 方針及び考え方

不燃物・可燃物ゴミの収集業務は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

イ 具体的な対応

- ・不燃物・可燃物ゴミの収集は、不燃物・可燃物回収業務仕様書による回収業務を行った。
- ・職員は排出するごみの量を減らす（紙は両面使用、ミスコピーを減らし裏面を使用等）よう心がけ、環境に配慮した取組、SDGs等を意識した業務を行った。

○可燃物

・実施方法：日曜日・祝日を除く週2回収集。

○不燃物

・実施方法：日曜日・祝日を除く2週間に1回収集。

(9) 保険

ア 方針及び考え方

下記の「施設所有（管理）者賠償責任保険（人格権侵害担保特約付帯）＋スポーツ災害補償保険」に加入し、万が一発生した対人事故・対物事故に対して備えた。

イ 具体的な対応

○保険加入状況

●対人1名1億円／1事故3億円
●対物1事故1億円
●人格権侵害 1名 50万円／1事故1,000万円／保険期間中1,000万円

○スポーツ災害補償保険(被災者1名につき)

●死亡・後遺障害 200万円
●入院医療費補償保険金 日額2,500円

(10) 備品の管理

ア 方針及び考え方

日常点検と定期点検を徹底することで、利用者に安全に安心して利用いただけるようにし、異常が発見された場合には、その場に近づかないよう注意喚起と応急処置等をおこなった。また、破損した備品の修繕は速やかに県へ要望を行った。

イ 具体的な対応

- ・備品台帳による数量等の確認、整理を行った。
- ・日常点検において、貸し出しする備品等は、「貸し出し備品確認表」に異常の有無を記載し、毎日の巡回時に目視・触診での点検を実施した。
- ・上級体育施設管理士等の有資格をもつ職員による設備・備品の点検整備（目視・触診）を徹底した。
- ・応急処置が可能なものは速やかに修繕（機のねじ交換、破れた箇所^{ところ}の縫製等）をおこなった。
- ・故障等で使用できなくなったものは、県に購入等を依頼した。

(11) リース契約

ア 方針及び考え方

リース契約は、指定管理期間に終わるようにし、業務に必要なものでリースが望ましいと判断されるものについて契約を行った。

イ 具体的な対応

- ・利用頻度が高く、業務に必要なものについてリース契約を行った。
- ・現在の契約状況は次のとおり。

○契約状況

リース名	期間	契約額（月額）
複写機（複合機）	R 6 . 4 . 1 から R 1 1 . 3 . 3 1	機械維持料金 4,152 円（税込） コピー料金別途
多機能電話システム	R 6 . 4 . 1 から R 1 1 . 3 . 3 1	年額賃貸借料金 16,038 円（税込）

(12) 修繕

ア 方針及び考え方

日常点検と定期点検を徹底することで、利用者が安全に安心して利用できるようにし、異常が発見された場合には、その場に近づかないよう注意喚起と応急処置等を行った。

イ 具体的な対応

- ・損傷又は不具合を発見した場合には、その場に利用者が立ち入らないようにする等の対策をしたうえで、職員で対応可能なものについては応急処置（電球交換、ラインテープによる軽微な床面剥離の研磨処置等）を実施した。
- ・職員で対応できないものについては、業者に依頼する等して迅速な復旧作業に努めた（実施状況は毎月の業務報告書により報告）。
- ・軽微な修繕については、発見時に職員による応急処置を行い、安全に利用できるよう修繕を実施した。弓道場シャッターのグリスアップ2回、駐車場クラックのモルタル補修4回、床剥離面研磨10回、点字ブロック補修2回
- ・業者による修繕を必要に応じて行った（実施状況は毎月の業務報告書により報告）。

○日常点検

- ・毎日の巡回・巡視時に施設・設備の点検を行った。

○定期点検

- ・施設管理マニュアルにより、事務局職員立会いのもと、武道館職員により施設内外の点検を年間4回（4月、7月、10月、1月）行った。

(13) 関係書類の整備

ア 方針及び考え方

業務日誌、作業記録等の業務関係書類は、指定期間終了後5年間保管する。

イ 具体的な対応

- ・業務日誌、作業記録等の業務関係書類を日常的に整備し、適切に管理した。
- ・関係書類は過去2年分のものを事務室倉庫で保管し、3年を越える書類については用具庫に保管した。

9 収支状況

(単位：円)

	科目	金額
収入項目	施設使用料収益	10,081,910
	教室参加料収益	2,731,250
	イベント収益	177,500
	雑収益	350,600
	自動販売機手数料	2,437,130
	県委託料	80,036,540
収入合計		95,814,930
支出項目	給料手当	19,311,487
	賃金	3,766,658
	福利厚生費	5,065,587
	報酬	161,779
	職員手当	6,844,654
	旅費交通費	140,435
	通信運搬費	393,314
	消耗品費	5,896,079
	修繕費	8,428,880
	印刷製本費	388,898
	燃料費	214,091
	光熱水料費	18,861,970
	賃借料	191,742
	保険料	304,059
	租税公課	3,461,786
	報償費	896,500
	食糧費	246,558
	手数料	1,949,954
	委託料	16,597,460
	負担金補助	175,810
	雑損失	144,194
	備品購入費	751,300
支出合計		94,193,195
収入合計　－　支出合計		1,621,735

1 0 職員に係る雇用条件及び労働状況

別紙 1 「労働条件等報告書」

1 1 利用者数及び利用料金の収入状況

別紙 2 「利用者及び利用料金の収入状況」

1 2 学生料金導入による差額報告

別紙 3 「学生料金差額報告書」

1 3 処遇改善状況

別紙 4 「令和 6 年度鳥取県立武道館施設職員に係る処遇改善状況」

1 4 その他

(1) 利用者サービスの向上

① 専用利用申請書及び受付業務の電子化促進

- ・「とっとり施設予約サービス」のシステムを利用した利用許可書発行、領収書発行にしており、令和 6 年度もワンストップで対応できるようにした。
- ・専用利用申請書はシステム登録者であれば提出を省略し、システムから申請書を提出できるよう対応した。
- ・インターネット等の扱いが苦手な方のために、紙ベースでの申請書提出も継続して行った。
- ・料金が自動計算されることにより受付時間が短縮され、料金計算ミスがなくなった。
- ・利用許可書はシステム利用者にはシステムから確認可能なように対応した。
- ・その他の利用者にはメールで申し込みのあったものにはメールで PDF 化した許可書を送信して通知した。
- ・窓口及びファクシミリでの申し込みには紙ベースで出力して対応した(即日対応)。
- ・窓口でのカード決済、電子マネー決済に対応し、電子決済を推進した。
- ・今年度からすべての利用でキャッシュレス決済に対応し、利用者の利便性の向上を推進した。
- ・「とっとり施設予約サービス」によるネット予約受付を行った。

② 利用料金の改定と新規料金の導入

- ・一般利用料金に 1 年定期券を新規導入した。
- ・今年度から運動施設の利用に学生料金を導入した。
- ・今年度からすべての利用施設に営利料金を導入し、営利目的での利用が非営利と同じ低料金で利用できてしまっていた、問題を解消した。

③ 広報の充実

- ・ホームページを最新の情報を発信するようこまめな更新を行い、情報の見やすさ等の向上を図った。専用利用申込書やその他の申込書のダウンロードも PC やスマートフォンで対応可能とした。
- ・ホームページに加え、SNS (Facebook 及び Instagram) を利用した積極的な情報発信を行った (教室情報や館内情報、緊急情報等)。
- ・県立や市立の体育施設、文化施設へのポスター掲示やチラシ設置を行った。
- ・米子市内、県西部の小学校等に教室、イベントチラシを配布し広報した (イベント参加者の多くはこのチラシ配布により参加 (アンケート結果による))。
- ・日本海新聞等の地元新聞に、教室やイベント等の広報を行った。

④ アンケート実施による要望把握

- ・年4回の定期アンケート (6月、9月、12月、3月実施) は、異なる対象者 (教室参加者、会議等の利用者、武道の利用者等) に実施し、幅広い世代と利用形態に応じた要望を把握した。
- ・イベント時の臨時アンケートを実施した。武道・ユニバーサルスポーツ合同体験会については、紙ベースのアンケートに加えて WEB フォームを活用してのアンケートを実施した。

⑤ 安全対策

- ・冬季に小道場 (1) の畳が寒さで収縮することで生じる隙間を埋めるため、軟質のウレタン等で埋める処理を実施した。
- ・弓道場巻藁室に誤射による跳ね返りを防ぐため、跳ね返し防止ネットおよび古畳を増設した。
- ・弓道場近的射場に常設の武者窓では、誤射時の安全性が不十分であるため、寒さ対策、風雨雪の吹込み防止を加えた、より安全性の高く強度の高いビニール製の武者窓を設置した。

(2) 鳥取県の施策への協力

- ・鳥取県民の日 (9月12日) の周知 (ホームページや SNS での広報、のぼり設置やポスター掲示) と無料開放 (当日と9月14日、15日) を実施した。
- ・とっとり子育て応援パスポート協賛店 (ミルクのお湯提供、授乳室の無料利用、おむつ交換、トイレ無料等)
- ・鳥取県「感染対策宣言店」として登録している。

(3) 感染症対応

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したが、下記事項については利用者からも感染症対策継続を求める声があるため実施した。

- ①入館口3か所及び各道場の入口にアルコール消毒液を設置した。
- ②入館口の3か所に非接触型の検温機を各2台、計6台設置し来館者の検温ができるよう対応した。

(4) 社会貢献活動

- (5) 省エネルギー・省資源・リサイクル等の取組

- ### (6) PM_{2.5}・黄砂の注意喚起

- ### (7) 差別落書きの対応

(8) 職員研修

- | 職員氏名 | 研修会名 | 開催日 |
|------|------------------|-------|
| | 病気にかかわる人の人権 | 6月30日 |
| | シン・職場のハラスメントについて | 2月19日 |
| | 無意識の思い込みと人権 | 7月26日 |
| | SDG'sとお笑いから考える人権 | 9月2日 |

職員氏名	研修会名	開催日
	無意識の思い込みと人権	7月26日
	性暴力被害者とその支援について	11月12日
	アニメの男性ヒーロー、女性ヒロインからよむジェンダーバイ アス～昭和から令和まで～	11月16日
	シン・職場のハラスメントについて	2月19日
	企業におけるジェンダー問題を理解する	6月5日
	SDG'Sとお笑いから考える人権	9月2日
	性暴力被害者とその支援について	11月12日
	原子力災害の室内退避に関する考案について	12月10日
	令和6年度性暴力対策に係る研修	8月22日
	高齢者の人権「高齢期の楽しい過ごし方」	1月29日
	病気にかかわる人の人権	6月30日
	高齢者の人権「高齢期の楽しい過ごし方」	1月29日
	病気にかかわる人の人権	6月30日
	無意識の思い込みと人権	7月26日

- ・接遇研修等を研修計画にそって実施した。

(9) 植栽管理

- ・植栽管理（中低木・高木剪定、除草、芝サッチ除去等）は原則として職員が行い、外部委託経費を削減した。
- ・弓道場の芝刈り、薬剤散布は隣接する米子ゴルフ場に依頼した。
- ・植栽管理は下記の年間計画により実施し、気象条件や雑草の状態等を見て、除草回数を増減する等して臨機応変に対応した。

(10) その他

- ・武道館の情報提供ツールとして、道場側入館口にデジタルサイネージを設置し、イベント情報や施設情報等を掲載し、情報提供、注意喚起を行った。
- ・ホームページ、SNS、Google Map 等の一般県民等が利用をされることが想定されるツールについても最新情報となるように管理を行った。
- ・季節の飾りつけやライトアップなどを行い、館内外の賑わいの創出に努めた。

労働条件等報告書

項 目	条 件 等	備考(※記載上の注意)
1 職 種	正職員（県職員等定年退職後再雇用）	
2 契約期間	無	
3 就業の場所	鳥取県立武道館	
4 労働条件の提示書面	・職員就業規則 ・労働条件通知書	
5 勤務時間、休憩時間等	(1)午前8時30分から午後10時15分の間で 1か月を平均して1週間当たり38時間45分 (2)休憩時間60分 (3)所定労働時間を越える労働の有無：有 (4)労働時間に係る協定の有無：無	
6 休日	・年末年始（12/29～1/3） ・年末年始以外の日で施設長が勤務を要しないこととして 指定する日（4週間を通じ8日以上）	
7 休暇	(1)年次有給休暇 ・暦年で与え、1年について20日 ・2月以降に新たに採用された職員のその年の年次休暇 は、別で定める。 (2)その他の休暇 特別休暇	
8 賃金	(1)賃金 月給196,600円以上 (2)諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当、住居手当、時間外手当、扶養手当 鳥取県スポーツ協会職員就業規則第25条の定めるところによる。 (3)割増賃金 鳥取県スポーツ協会職員就業規則第25条の定めるところによる。 (4)賃金締切日 毎月 末日 (5)賃金支払日 毎月 21日 (6)賞与 有（時期6月(108.5/100)、12月(116/100)） (7)昇給 無 (8)平均給与月額 275,400円	
9 退職金	無	
10 健康診断	健康診断を毎年1回行う	
11 その他		

労働条件等報告書
条 件 等

項 目	条 件 等	備考(※記載上の注意)
1 職 種	常勤正職員	
2 契約期間	無	
3 就業の場所	鳥取県立武道館	
4 労働条件の提示書面	・職員就業規則 ・労働条件通知書	
5 勤務時間、休憩時間等	(1)午前8時30分から午後10時15分の間で 1か月を平均して1週間当たり38時間45分 (2)休憩時間60分 (3)所定労働時間を越える労働の有無：有 (4)労働時間に係る協定の有無：有	
6 休日	・年末年始(12/29～1/3) ・年末年始以外の日で施設長が勤務を要しないこととして 指定する日(4週間を通じ8日以上)	
7 休暇	(1)年次有給休暇 ・暦年で与え、1年について20日 ・2月以降に新たに採用された職員のその年の年次休暇 は、別で定める。 (2)その他の休暇 特別休暇	
8 賃金	(1)賃金 月給162,100円以上 (2)諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当、住居手当、時間外手当、扶養手当、 役職手当 鳥取県スポーツ協会職員就業規則第25条の定めるところによる。 (3)割増賃金 鳥取県スポーツ協会職員就業規則第25条の定めるところによる。 (4)賃金締切日 毎月 末日 (5)賃金支払日 毎月 21日 (6)賞与 有(時期6月(210/100)、12月(225/100)) (7)昇給 有(時期 4月) (8)平均給与月額 301,300円	
9 退職金	中小企業退職金共済制度	
10 健康診断	健康診断を毎年1回行う	
11 その他		

労働条件等報告書

項 目	条 件 等	備考(※記載上の注意)
1 職 種	常勤正職員（本会定年退職後再雇用）	
2 契約期間	有（1年）	
3 就業の場所	鳥取県立武道館	
4 労働条件の提示書面	・職員就業規則 ・労働条件通知書	
5 勤務時間、休憩時間等	(1) 午前8時30分から午後10時15分の間で 1か月を平均して1週間当たり38時間45分 (2) 休憩時間60分 (3) 所定労働時間を越える労働の有無：有 (4) 労働時間に係る協定の有無：有	
6 休日	・年末年始（12/29～1/3） ・年末年始以外の日で施設長が勤務を要しないこととして 指定する日（4週間を通じ8日以上）	
7 休暇	(1) 年次有給休暇 ・暦年で与え、1年について20日 ・2月以降に新たに採用された職員のその年の年次休暇 は、別で定める。 (2) その他の休暇 特別休暇	
8 賃金	(1) 賃金 月給196,600円以上 (2) 諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当、住居手当、時間外手当、扶養手当 鳥取県スポーツ協会職員就業規則第25条の定めるところによる。 (3) 割増賃金 鳥取県スポーツ協会職員就業規則第25条の定めるところによる。 (4) 賃金締切日 毎月 末日 (5) 賃金支払日 毎月 21日 (6) 賞与 有（時期6月(108.5/100)、12月(116/100)） (7) 昇給 有（時期 4月） (8) 平均給与月額 196,600円	
9 退職金	無	
10 健康診断	健康診断を毎年1回行う	
11 その他		

労働条件等報告書

項 目	条 件 等	備考(※記載上の注意)
1 職 種	常勤嘱託職員（無期雇用）	
2 契約期間	無	
3 就業の場所	鳥取県立武道館	
4 労働条件の提示書面	・嘱託職員就業規則 ・労働条件通知書	
5 勤務時間、休憩時間等	(1) 午前8時30分から午後10時15分の間で 1か月を平均して1週間当たり38時間45分 (2) 休憩時間60分 (3) 所定労働時間を越える労働の有無：有 (4) 労働時間に係る協定の有無：有	
6 休日	・年末年始（12/29～1/3） ・年末年始以外の日で施設長が勤務を要しないこととして指定する日（4週間を通じ8日以上）	
7 休暇	(1) 年次有給休暇 ・暦年で与え、1年について20日 ・2月以降に新たに採用された職員のその年の年次休暇は、別で定める。 (2) その他の休暇 特別休暇	
8 賃金	(1) 賃金 月給155,800円以上 (2) 諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当、住居手当、時間外手当、扶養手当 鳥取県スポーツ協会職員就業規則第25条の定めるところによる。 (3) 割増賃金 鳥取県スポーツ協会職員就業規則第25条の定めるところによる。 (4) 賃金締切日 毎月 末日 (5) 賃金支払日 毎月 21日 (6) 賞与 有(時期6月(100/100)、12月(100/100)) (7) 昇給 有(時期 4月) (8) 平均給与月額 185,600円	
9 退職金	中小企業退職金共済制度	
10 健康診断	健康診断を毎年1回行う	
11 その他		

労働条件等報告書

項 目	条 件 等	備考(※記載上の注意)
1 職 種	常勤嘱託職員	
2 契約期間	有	
3 就業の場所	鳥取県立武道館	
4 労働条件の提示書面	・嘱託職員就業規則 ・労働条件通知書	
5 勤務時間、休憩時間等	(1) 午前8時30分から午後10時15分の間で 1か月を平均して1週間当たり38時間45分 (2) 休憩時間60分 (3) 所定労働時間を越える労働の有無：有 (4) 労働時間に係る協定の有無：有	
6 休日	・年末年始(12/29～1/3) ・年末年始以外の日で施設長が勤務を要しないこととして指定する日(4週間を通じ8日以上)	
7 休暇	(1) 年次有給休暇 ・暦年で与え、1年について16日 ・4月以降に新たに採用された職員のその年の年次休暇は、別で定める。 (2) その他の休暇 特別休暇	
8 賃金	(1) 賃金 月給155,800円以上 (2) 諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当、住居手当、時間外手当、扶養手当 鳥取県スポーツ協会職員就業規則第25条の定めるところによる。 (3) 割増賃金 鳥取県スポーツ協会職員就業規則第25条の定めるところによる。 (4) 賃金締切日 毎月 末日 (5) 賃金支払日 毎月 21日 (6) 賞与 有(時期6月(70/100)、12月(70/100)) (7) 昇給 有(時期 4月) (8) 平均給与月額 178,400円	
9 退職金	無	
10 健康診断	健康診断を毎年1回行う	
11 その他		

労働条件等報告書

項 目	条 件 等	備考(※記載上の注意)
1 職 種	非常勤嘱託職員	
2 契約期間	有	
3 就業の場所	鳥取県立武道館	
4 労働条件の 提示書面	・嘱託職員就業規則 ・労働条件通知書	
5 勤務時間、 休憩時間等	(1)午前8時30分から午後10時15分の間で 1日4～5時間週20時間以内(7時間勤務の場 合または1日4～7時間週30時間以内)の交代制 勤務 (2)休憩時間 45分 (3)所定労働時間を越える労働の有無：無 (4)労働時間に係る協定の有無：無	
6 休日	無	
7 休暇	(1)年次有給休暇 ・6ヶ月間継続勤務した場合所定の労働日数による	
8 賃金	(1)賃金 時間給1,000円以上 (2)諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当、住居手当 なし (3)割増賃金 なし (4)賃金締切日 毎月 末日 (5)賃金支払日 毎月 10日 (6)賞与 有(時期6月(35/100)、12月(35/100)) (7)昇給 無 (8)平均給与月額 74,333円	
9 退職金	無	
10 健康診断	無(週20時間以上の非常勤嘱託職員有)	
11 その他		

令和6年度 管理施設の利用に係る利用者数及び利用料金の収入状況

別紙2
(単位:人)

区 分				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
主道場	非営利	有	料	1,347	2,173	5,075	1,782	2,265	2,610	4,419	5,986	3,062	865	1,033	2,584	33,201	
		減	免	1	844	220	801	0	582	516	19	232	0	0	78	3,293	
	営利	有	料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減	免	1,347	2,173	5,075	1,782	2,265	2,610	4,419	5,986	3,062	865	1,033	2,584	33,201	
小道場	非営利	有	料	1,880	1,636	2,854	2,608	2,355	2,074	6,631	2,996	2,456	1,575	1,681	1,343	30,089	
		減	免	121	564	106	380	148	288	253	500	167	22	22	39	2,610	
	営利	有	料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	100	
		減	免	1,880	1,636	2,854	2,608	2,355	2,074	6,631	2,996	2,456	1,675	1,681	1,343	30,189	
弓道場	非営利	有	料	360	491	650	1,166	1,423	990	5,800	2,995	301	330	553	178	15,237	
		減	免	9	1,816	1	0	8	0	2	888	0	8	8	16	2,756	
	営利	有	料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		減	免	360	491	650	1,166	1,423	990	5,800	2,995	301	330	553	178	15,237	
相撲場	非営利	有	料	25	45	15	0	19	166	2,750	152	0	0	0	0	3,172	
		減	免	0	150	0	0	0	0	22	170	14	0	20	20	396	
	営利	有	料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		減	免	25	45	15	0	19	166	2,750	152	0	0	0	0	3,172	
研修室	非営利	有	料	919	1,028	1,310	1,265	1,284	1,263	2,096	1,297	904	831	838	1,055	14,090	
		減	免	10	117	75	179	2	54	121	62	30	0	0	0	650	
	営利	有	料	116	6	4	56	42	65	48	63	35	56	15	75	581	
		減	免	661	788	1,288	720	953	931	847	912	494	586	961	1,080	10,221	
会議室	非営利	有	料	6	0	60	0	0	4	30	50	0	0	0	0	150	
		減	免	8	0	100	10	0	0	0	80	0	15	0	0	213	
	営利	有	料	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		減	免	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
師範室	非営利	有	料	257	195	240	280	286	217	1,749	314	205	143	167	139	4,192	
		減	免	10	199	60	15	0	24	56	145	30	0	0	0	539	
	営利	有	料	36	52	68	79	87	68	59	61	47	53	54	58	722	
		減	免	1,998	2,072	3,010	2,410	2,652	2,544	4,799	2,727	1,685	1,684	2,035	2,407	30,023	
エントランス	非営利	有	料	26	316	196	194	2	82	207	257	60	0	0	0	1,340	
		減	免	76	13	30	195	26	100	3,300	360	1,000	0	0	150	5,250	
	営利	有	料	0	0	0	330	0	0	0	0	0	0	0	0	330	
		減	免	0	0	143	0	2	0	200	251	100	160	0	0	856	
一般利用 (シャワー・弓具利用含む)	非営利	有	料	76	13	173	195	28	100	3,500	611	1,100	160	0	150	6,106	
		減	免	0	0	0	330	0	0	0	0	0	0	0	0	330	
	営利	有	料	134	199	176	134	156	176	113	113	109	109	77	98	1,594	
		減	免	138	122	125	178	136	157	105	87	88	88	79	111	1,414	
スポーツ教室	非営利	有	料	542	797	666	816	573	724	335	671	658	614	580	531	7,507	
		減	免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	営利	有	料	0	0	16	0	0	362	0	0	7	210	0	8	603	
		減	免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	200	400	
計	非営利	有	料	6,362	7,426	12,635	9,111	9,471	9,746	28,347	16,251	9,378	5,647	5,959	7,299	127,632	
		減	免	295	3,812	648	1,883	294	1,109	1,105	1,921	561	318	129	464	12,539	
	営利	有	料	6,657	11,238	13,283	10,994	9,765	10,855	29,452	18,172	9,939	5,965	6,088	7,763	140,171	
		減	免	8,951	10,095	12,497	9,991	10,340	12,336	14,178	9,523	10,935	5,121	6,578	11,823	122,368	
前年度利用者合計				8,951	10,095	12,497	9,991	10,340	12,336	14,178	9,523	10,935	5,121	6,578	11,823	122,368	
対前年比 (%)				74.3	111.3	106.2	110.0	94.4	87.9	207.7	190.8	90.8	116.4	92.5	65.6	114.5	

(単位:円)														
当年度施設使用料収入額(A)	453,790	506,470	1,136,605	1,005,615	1,226,900	941,485	1,491,335	1,010,090	586,800	456,470	528,430	737,920	10,081,910	
教室参加料収入額(B)	639,750	13,000	774,000	63,000	4,750	597,250	27,750	2,000	513,500	87,750	7,500	1,000	2,731,250	
イベント収入額(C)	0	0	8,000	0	0	57,000	0	0	3,500	105,000	0	4,000	177,500	
自動販売機手数料収入額(D)	0	166,523	234,963	297,489	237,368	210,022	200,239	269,973	218,068	160,633	133,124	308,728	2,437,130	
雑収入額(E)	1,230	62,130	610	2,680	1,600	730	132,000	450	350	390	148,030	400	350,600	
当年度収入額	1,094,770	748,123	2,154,178	1,368,784	1,470,618	1,806,487	1,851,324	1,282,513	1,322,218	810,243	817,084	1,052,048	15,778,390	
前年度収入額	1,209,960	748,284	2,004,570	1,491,776	1,543,680	1,626,956	1,200,451	879,038	1,504,845	625,757	1,156,757	1,123,342	15,115,416	
対前年比(%)	90.4	99.9	107.4	91.7	95.2	111.0	154.2	145.8	87.8	129.4	70.6	93.6	104.3	

12 学生料金導入による差額報告

集計表

	一般料金	学生料金	差額
主道場	0 円	0 円	0 円
小道場 (1)	0 円	0 円	0 円
小道場 (2)	3,420 円	2,600 円	820 円
弓道場近的	6,510 円	4,920 円	1,590 円
弓道場遠的	0 円	0 円	0 円
相撲場	1,420 円	1,080 円	340 円
4 月計	11,350 円	8,600 円	2,750 円
主道場	36,260 円	27,420 円	8,840 円
小道場 (1)	6,910 円	5,240 円	1,670 円
小道場 (2)	1,140 円	840 円	300 円
弓道場近的	4,770 円	3,610 円	1,160 円
弓道場遠的	0 円	0 円	0 円
相撲場	1,420 円	1,080 円	340 円
5 月計	50,500 円	38,190 円	12,310 円
主道場	90,340 円	68,110 円	22,230 円
小道場 (1)	13,650 円	10,350 円	3,300 円
小道場 (2)	15,870 円	12,030 円	3,840 円
弓道場近的	7,660 円	5,830 円	1,830 円
弓道場遠的	11,900 円	8,990 円	2,910 円
相撲場	1,420 円	1,080 円	340 円
6 月計	140,840 円	106,390 円	34,450 円
主道場	67,420 円	50,830 円	16,590 円
小道場 (1)	0 円	0 円	0 円
小道場 (2)	11,260 円	8,560 円	2,700 円
弓道場近的	8,270 円	6,290 円	1,980 円
弓道場遠的	9,420 円	7,170 円	2,250 円
相撲場	0 円	0 円	0 円
7 月計	96,370 円	72,850 円	23,520 円
主道場	87,140 円	65,710 円	21,430 円
小道場 (1)	7,550 円	5,730 円	1,820 円
小道場 (2)	15,790 円	12,130 円	3,660 円
弓道場近的	33,550 円	25,430 円	8,120 円
弓道場遠的	9,950 円	7,620 円	2,330 円
相撲場	710 円	540 円	170 円
8 月計	154,690 円	117,160 円	37,530 円
主道場	107,310 円	80,995 円	26,315 円
小道場 (1)	12,460 円	9,460 円	3,000 円
小道場 (2)	3,740 円	2,840 円	900 円

弓道場近的	10,230 円	7,790 円	2,440 円
弓道場遠的	5,550 円	4,250 円	1,300 円
相撲場	1,420 円	1,080 円	340 円
9 月計	140,710 円	106,415 円	34,295 円
主道場	30,090 円	22,705 円	7,385 円
小道場 (1)	1,670 円	1,250 円	420 円
小道場 (2)	1,920 円	1,460 円	460 円
弓道場近的	8,190 円	6,180 円	2,010 円
弓道場遠的	5,850 円	4,410 円	1,440 円
相撲場	0 円	0 円	0 円
10月計	47,720 円	36,005 円	11,715 円
主道場	141,900 円	106,980 円	34,920 円
小道場 (1)	4,920 円	3,740 円	1,180 円
小道場 (2)	25,070 円	19,030 円	6,040 円
弓道場近的	34,160 円	25,770 円	8,390 円
弓道場遠的	28,160 円	21,240 円	6,920 円
相撲場	19,380 円	14,730 円	4,650 円
11月計	253,590 円	191,490 円	62,100 円
主道場	24,080 円	18,200 円	5,880 円
小道場 (1)	4,130 円	3,140 円	990 円
小道場 (2)	0 円	0 円	0 円
弓道場近的	8,340 円	6,300 円	2,040 円
弓道場遠的	5,680 円	4,300 円	1,380 円
相撲場	0 円	0 円	0 円
12月計	42,230 円	31,940 円	10,290 円
主道場	12,530 円	9,450 円	3,080 円
小道場 (1)	0 円	0 円	0 円
小道場 (2)	0 円	0 円	0 円
弓道場近的	0 円	0 円	0 円
弓道場遠的	0 円	0 円	0 円
相撲場	0 円	0 円	0 円
1月計	12,530 円	9,450 円	3,080 円
主道場	23,230 円	17,520 円	5,710 円
小道場 (1)	1,920 円	1,460 円	460 円
小道場 (2)	6,120 円	4,650 円	1,470 円
弓道場近的	15,560 円	11,750 円	3,810 円
弓道場遠的	10,780 円	8,140 円	2,640 円
相撲場	0 円	0 円	0 円
2月計	57,610 円	43,520 円	14,090 円
主道場	79,220 円	59,730 円	19,490 円
小道場 (1)	2,000 円	1,520 円	480 円

小道場 (2)	1,200 円	900 円	300 円
弓道場近的	4,680 円	3,540 円	1,140 円
弓道場遠的	0 円	0 円	0 円
相撲場	0 円	0 円	0 円
3月計	87,100 円	65,690 円	21,410 円

合計	1,095,240 円	827,700 円	267,540 円
----	-------------	-----------	-----------

(参考様式3)

令和6年度 鳥取県立武道館施設職員に係る処遇改善状況

(単位:円)

令和6年度処遇改善に係る指定管理料 A	前年度処遇改善計画上の 処遇改善後人件費		令和n年度処遇改善計画		実績						処遇改善計画 達成率 (E/C)	処遇改善に係る 指定管理料の 執行率 (E/A)	処遇改善に係る 指定管理料の 執行残額
	年間人件費 B	平均給与月額 B'	処遇改善額 C	給与月額改善額 C'	年間人件費 D	平均給与月額 D'	処遇改善額 E (D-B)	処遇改善率 E (E/B)	給与月額改善額 F (D'-B')	給与月額改善率 F' (F/B')			
2,995,000	34,249,000	148,327	681,666	1,554	35,042,516	153,042	793,516	2.3%	4,714	3.2%	116.4%	28.5%	2,201,482

※B・D欄には、基本給、給与、時間外手当等の各手当、事業者負担の社会保険料等の法定福利費を含む人件費総額を記入すること。

※B'・D'欄には、基本給、時間外手当等の各手当を含む1人あたりの平均給与月額を記入すること(給与を除く)。

※初年度分については、「前年度処遇改善計画上の処遇改善後人件費」を「令和n年度収支計画」とする。